

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目	次	ページ
---	---	-----

規	則	
○母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則……………	(子ども未来推進局)	1

規	則
---	---

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第81号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和42年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

第1条中「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に改める。

第2条第1項第1号中「第32条第4項」を「第31条の6第5項及び第32条第5項」に改め、「第2項」の次に「（法第31条の6第5項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第2号中「第38条」を「第31条の7及び第38条」に改め、同条第2項第1号中「第20条」の次に「（法第31条の7第4項において準用する場合を含む。）」を加え、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業又は父子家庭日常生活支援事業」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「第33条第4項」を「第31条の7第4項及び第33条第5項」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業」に改め、同項第5号中「第33条第3項」を「第33条第4項」に改め、同項第6号中「第3条第2項」の次に「（省令第6条の17の4及び第7条において準用する場合を含む。）」を加え、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業」に改め、同項第7号中「第9条第2項」を「第6条の17の4及び第7条」に改め、同項第8号を削る。

第3条第1項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同項第5号の表中

「事業開始資金」を「母子事業開始資金」に、「権限」を「権原」に、「事業継続資金」を「母子事業継続資金」に、「修学資金」を「母子修学資金」に、「技能習得資金」を「母子技能習得資金」に、「修業資金」を「母子修業資金」に、「就職支度資金」を「母子就職支度資金」に、「医療介護資金」を「母子医療介護資金」に改め、同表生活資金の項を次のように改める。

母子生活資金	ア 政令第3条第3号に規定する資金の貸付けを受けようとする場合は、知識技能を習得していることを証する書類（自動車の運転免許を取得するために貸付けを受けようとする場合は、免許の種類も明らかとなるものであること。）。ただし、他の資金の添付書類により確認できる場合は、その提出を省略することができる。 イ 政令第3条第4号に規定する資金の貸付けを受けようとする場合は、医療又は介護を受けていることを証する書類 ウ 政令第3条第5号に規定する資金の貸付けを受けようとする場合は、配偶者のない女子となって7年未満であることを証する書類。ただし、戸籍謄本で確認できる場合は、その提出を省略することができる。 エ ウに規定する場合であって、養育費の取得に係る裁判等に要する費用に係る貸付けを受けようとするときは、訴訟提起に係る証明書等 オ 政令第3条第6号に規定する資金の貸付けを受けようとする場合は、公共職業安定所長が交付する受給資格者証又は離職をしたことを証する書類 カ 経費内訳書
--------	---

第3条第1項第5号の表中「住宅資金」を「母子住宅資金」に、「転宅資金」を「母子転宅資金」に、「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に、「結婚資金」を「母子結婚資金」に改め、同条第2項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）理事の過半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であることを証する書類

第5条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第7条第2項中「修学資金又は修業資金」を「母子修学資金又は母子修業資金」に改める。

第8条中「修学資金又は修業資金」を「母子修学資金、母子修業資金又は母子生活資金」に改める。

第9条第1項及び第11条第1項中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に改める。

第18条中「修学資金の貸付金」を「母子修学資金の貸付金」に、「修学資金、技能習得資金、生活資金若しくは修業資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子生活資金若しくは母子修業資金」に改める。

第21条第1項第3号中「修学資金又は修業資金」を「母子修学資金又は母子修業資金」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(父子福祉資金の貸付申請)

第21条の2 法第31条の6第1項に規定する資金（以下「父子福祉資金」という。）の貸付けを受けようとする者（次条において準用する第3条第2項に規定する母子・父子福祉団体を除く。）は、別記第1号様式の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総合振興局長等に提出しなければならない。

- (1) 父子福祉資金の貸付けを受けようとする者の戸籍謄本
- (2) 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であることを証する書類
- (3) 保証人の所得を証する書類
- (4) 配偶者のない男子が外国人の場合は、住民票の写し
- (5) 次の表の左欄に掲げる資金の種別に応ずる当該右欄に掲げる書類

資金の種別	添付書類
父子事業開始資金	ア 事業計画書（別記第2号様式） イ 事業に使用する住宅又は店舗等の所有関係を明らかにする書類（新たに住宅又は店舗を建設して事業に使用する場合は、当該住宅又は店舗を建設することを証する書類） ウ 他人の所有に係る住宅又は店舗等を使用して事業を行う場合は、当該住宅又は店舗等を使用する権原があることを証する書類
父子事業継続資金	ア 事業成績及び事業計画書（別記第3号様式） イ 事業に使用する住宅又は店舗等の所有関係を明らかにする書類（新たに住宅又は店舗を建設して事業に使用する場合は、当該住宅又は店舗を建設することを証する書類） ウ 他人の所有に係る住宅又は店舗等を使用して事業を行う場合は、当該住宅又は店舗等を使用する権原があることを証する書類
父子修学資金	ア 在学証明書又は入学決定書の写し イ 児童扶養手当を受けられなくなった場合で、政令第31条の5第3号ただし書に規定する加算額の貸付けを受けようとするときは、児童扶養手当が受けられなくなったことを証する書類 ウ 経費内訳書
父子技能習得資金	ア 知識技能を習得していることを証する書類（自動車の運転免許を習得するために貸付けを受けようとする場合は、免許の種類も明らかとなるものであること。）。ただし、他の資金の添付書類により確認できる場合は、その提出を省略することができる。 イ 経費内訳書
父子修業資金	ア 知識技能を習得していることを証する書類又は知識技能を習得する見込みであることを証する書類

	イ 高等学校卒業予定者が自動車運転免許の取得に係る資金の貸付けを受けようとする場合は、在学証明書及び就職見込申出書（別記第3号様式の3） ウ 児童扶養手当を受けられなくなった場合で、政令第31条の5第5号に規定する加算額の貸付けを受けようとするときは、児童扶養手当が受けられなくなったことを証する書類 エ 経費内訳書
父子就職支度資金	ア 就職決定（見込）書の写し イ 経費内訳書
父子医療介護資金	ア 医療に係る資金の貸付けを受けようとする場合は診断書及び所要医療費等見込（証明）書（別記第3号様式の4）、介護に係る資金の貸付けを受けようとする場合は介護に要した費用のうち当該資金の貸付けを受けようとする者が負担する額（介護保険料及び食事標準負担額を含む。）が記載された書類の写し（償還払いを受けようとする場合は、介護に要した費用のうち償還払いとなる額が確認できる書類の写し） イ 政令第31条の5第7号イに規定する特に経済的に困難な事情にある場合には、所得税が課されていないことを証する書類（所得税が課されているときは、所得を証する書類）
父子生活資金	ア 政令第31条第3号に規定する資金の貸付けを受けようとする場合は、知識技能を習得していることを証する書類（自動車の運転免許を取得するために貸付けを受けようとする場合は、免許の種類も明らかとなるものであること。）。ただし、他の資金の添付書類により確認できる場合は、その提出を省略することができる。 イ 政令第31条第4号に規定する資金の貸付けを受けようとする場合は、医療又は介護を受けていることを証する書類 ウ 政令第31条第5号に規定する資金の貸付けを受けようとする場合は、配偶者のない男子となって7年未満であることを証する書類。ただし、戸籍謄本で確認できる場合は、その提出を省略することができる。 エ ウに規定する場合であって、養育費の取得に係る裁判等に要する費用に係る貸付けを受けようとするときは、訴訟提起に係る証明書等 オ 政令第31条第6号に規定する資金の貸付けを受けようとする場合は、公共職業安定所長が交付する受給資格者証又は離職をしたことを証する書類 カ 経費内訳書
父子住宅資金	ア 建設（購入、補修、保全、改築、増築）計画書（別記第4号様式） イ 住宅の所有関係を明らかにする書類 ウ 他人の所有に係る住宅の補修、保全、改築又は増築をする場合

	は、当該住宅の所有者の承諾書等 エ 住宅の建設又は購入をする場合は、当該建設又は購入を証する書類
父子転宅資金	住宅の賃貸借契約書又は使用承諾書の写し
父子就学支度資金	ア 合格証明書又は入学許可書の写し イ 小学校又は中学校への入学に際し必要な資金の貸付けを受けようとする場合は、所得税が課されていないことを証する書類（所得税が課されているときは、所得を証する書類） ウ 経費内訳書
父子結婚資金	結婚予定証明書（別記第４号様式の２）

（準用規定）

第21条の３ 第３条第２項及び第４条から第21条までの規定は、父子福祉資金を貸し付ける場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第６条	政令第９条第１項	政令第31条の７において準用する政令第９条第１項
第７条第１項	法第13条第１項第２号及び第３号	法第31条の６第１項第２号及び第３号
	政令第３条第３号	政令第31条第３号
第７条第２項	法第13条第３項	法第31条の６第３項
	母子修学資金又は母子修業資金	父子修学資金又は父子修業資金
	政令第５条第２項各号	政令第31条の３第２項各号
第８条	母子修学資金、母子修業資金又は母子生活資金	父子修学資金、父子修業資金又は父子生活資金
第９条第１項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金
	政令第７条第３号から第５号まで又は第８号	政令第31条の５第３号から第５号まで又は第８号
第11条第１項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金

第12条	政令第８条第３項ただし書	政令第31条の６第３項ただし書
第12条の２第１項	政令第８条第５項	政令第31条の６第５項
第13条	政令第16条	政令第31条の７において準用する政令第16条
第14条第１項	政令第19条第１項	政令第31条の７において準用する政令第19条第１項
第14条第２項	政令第19条第１項第１号	政令第31条の７において準用する政令第19条第１項第１号
	政令第19条第１項第２号	政令第31条の７において準用する政令第19条第１項第２号
第15条第１項	政令第17条ただし書	政令第31条の７において準用する政令第17条ただし書
	政令第18条第２項	政令第31条の７において準用する政令第18条第２項
第16条第１項	法第15条第１項	法第31条の６第５項において準用する法第15条第１項
	同条第２項	法第31条の６第５項において準用する法第15条第２項
第18条	政令第11条	政令第31条の７において準用する政令第11条
	母子修学資金の貸付金	父子修学資金の貸付金
	政令第12条	政令第31条の７において準用する政令第12条
	母子修学資金、母子技能習得資金、母子生活資金若しくは母子修業資金	父子修学資金、父子技能習得資金、父子生活資金若しくは父子修業資金
第19条第１項	政令第13条各号	政令第31条の７において準用する政令第13条各号
第19条第２項	政令第13条	政令第31条の７において準用する政令第13条
第21条第１項第３号	母子修学資金又は母子修業資金	父子修学資金又は父子修業資金

第21条第1項第4号	政令第12条	政令第31条の7において準用する政令第12条
------------	--------	------------------------

第22条中「において準用する法第13条第1項」を削り、「附則第6条に」を「附則第6条第1項に」に改め、同条第2号中「第32条第1項」を「第6条第4項」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 次の表の左欄に掲げる資金の種別に応ずる当該右欄に掲げる書類

資金の種別	添付書類
寡婦事業開始資金	ア 事業計画書（別記第2号様式） イ 事業に使用する住宅又は店舗等の所有関係を明らかにする書類（新たに住宅又は店舗を建設して事業に使用する場合は、当該住宅又は店舗を建設することを証する書類） ウ 他人の所有に係る住宅又は店舗等を使用して事業を行う場合は、当該住宅又は店舗等を使用する権原があることを証する書類
寡婦事業継続資金	ア 事業成績及び事業計画書（別記第3号様式） イ 事業に使用する住宅又は店舗等の所有関係を明らかにする書類（新たに住宅又は店舗を建設して事業に使用する場合は、当該住宅又は店舗を建設することを証する書類） ウ 他人の所有に係る住宅又は店舗等を使用して事業を行う場合は、当該住宅又は店舗等を使用する権原があることを証する書類
寡婦修学資金	ア 在学証明書又は入学決定書の写し イ 経費内訳書
寡婦技能習得資金	ア 知識技能を習得していることを証する書類（自動車の運転免許を取得するために貸付けを受けようとする場合は、免許の種類も明らかとなるものであること。）。ただし、他の資金の添付書類により確認できる場合は、その提出を省略することができる。 イ 経費内訳書
寡婦修業資金	ア 知識技能を習得していることを証する書類又は知識技能を習得する見込みであることを証する書類 イ 高等学校卒業予定者が自動車運転免許の取得に係る資金の貸付けを受けようとする場合は、在学証明書及び就職見込申出書（別記第3号様式の3） ウ 経費内訳書
寡婦就職支度資金	ア 就職決定（見込）書の写し イ 経費内訳書
寡婦医療介護資金	ア 医療に係る資金の貸付けを受けようとする場合は診断書及び所要医療費等見込（証明）書（別記第3号様式の4）、介護に係る資金の貸付けを受けようとする場合は介護に要した費用のうち当該資金

	の貸付けを受けようとする者が負担する額（介護保険料及び食事標準負担額を含む。）が記載された書類の写し（償還払いを受けようとする場合は、介護に要した費用のうち償還払いとなる額が確認できる書類の写し） イ 政令第36条第7号イに規定する特に経済的に困難な事情にある場合には、所得税が課されていないことを証する書類（所得税が課されているときは、所得を証する書類）
寡婦生活資金	ア 政令第32条第3号に規定する資金の貸付けを受けようとする場合は、知識技能を習得していることを証する書類（自動車の運転免許を取得するために貸付けを受けようとする場合は、免許の種類も明らかとなるものであること。）。ただし、他の資金の添付書類により確認できる場合は、その提出を省略することができる。 イ 政令第32条第4号に規定する資金の貸付けを受けようとする場合は、医療又は介護を受けていることを証する書類 ウ 政令第32条第5号に規定する資金の貸付けを受けようとする場合は、公共職業安定所長が交付する受給資格者証又は離職をしたことを証する書類 エ 経費内訳書
寡婦住宅資金	ア 建設（購入、補修、保全、改築、増築）計画書（別記第4号様式） イ 住宅の所有関係を明らかにする書類 ウ 他人の所有に係る住宅の補修、保全、改築又は増築をする場合は、当該住宅の所有者の承諾書等 エ 住宅の建設又は購入をする場合は、当該建設又は購入を証する書類
寡婦転宅資金	住宅の賃貸借契約書又は使用承諾書の写し
寡婦就学支度資金	ア 合格証明書又は入学許可書の写し イ 経費内訳書
寡婦結婚資金	結婚予定証明書（別記第4号様式の2）

第22条の2中「、第4条から第13条まで、第14条及び第15条」を「及び第4条」に改め、同条の表を次のように改める。

第6条	政令第9条第1項	政令第38条において準用する政令第9条第1項
第7条第1項	法第13条第1項第2号及び第3号	法第32条第1項第2号及び第3号
	政令第3条第3号	政令第32条第3号
第7条第2項	法第13条第3項	法第32条第2項

	母子修学資金又は母子修業資金	寡婦修学資金又は寡婦修業資金	
	政令第5条第2項各号	政令第33条第2項各号	
第8条	母子修学資金、母子修業資金又は母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金	
第9条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金	
	政令第7条第3号から第5号まで又は第8号	政令第36条第3号から第5号まで又は第8号	
第11条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金	
第12条	政令第8条第3項ただし書	政令第37条第3項ただし書	
第12条の2第1項	政令第8条第5項	政令第37条第5項	
第13条	政令第16条	政令第38条において準用する政令第16条	
第14条第1項	政令第19条第1項	政令第38条において準用する政令第19条第1項	
第14条第2項	政令第19条第1項第1号	政令第38条において準用する政令第19条第1項第1号	
	政令第19条第1項第2号	政令第38条において準用する政令第19条第1項第2号	
第15条第1項	政令第17条ただし書	政令第38条において準用する政令第17条ただし書	
	政令第18条第2項	政令第38条において準用する政令第18条第2項	
第16条第1項	法第15条第1項	法第32条第5項において準用する法第15条第1項	
第18条	政令第11条	政令第38条において準用する政令第11条	
	母子修学資金の貸付金	寡婦修学資金の貸付金	
	政令第12条	政令第38条において準用する政令第12条（第2項第2号及び第3号を除く。）	

	母子修学資金、母子技能習得資金、母子生活資金若しくは母子修業資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦生活資金若しくは寡婦修業資金
第19条第1項	政令第13条各号	政令第38条において準用する政令第13条各号
第19条第2項	政令第13条	政令第38条において準用する政令第13条
第21条第1項第3号	母子修学資金又は母子修業資金	寡婦修学資金又は寡婦修業資金
第21条第1項第4号	政令第12条	政令第38条において準用する政令第12条（第2項第2号及び第3号を除く。）

第25条の見出し中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改め、同条中「母子家庭等日常生活支援事業開始届」を「母子家庭日常生活支援事業開始届」に改める。

第26条の見出し中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改め、同条中「母子家庭等日常生活支援事業廃止（休止）届」を「母子家庭日常生活支援事業廃止（休止）届」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（父子家庭日常生活支援事業の開始の届出）

第26条の2 法第31条の7第4項において準用する法第20条の規定による届出は、別記第24号様式の2の父子家庭日常生活支援事業開始届によってしなければならない。

（父子家庭日常生活支援事業の廃止又は休止の届出）

第26条の3 法第31条の7第4項において準用する法第21条の規定による届出は、別記第24号様式の3の父子家庭日常生活支援事業廃止（休止）届によってしなければならない。

第27条中「第33条第3項」を「第33条第4項」に改める。

第28条中「第33条第4項」を「第33条第5項」に改める。

第29条の見出し中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改め、同条中「母子家庭等日常生活支援事業変更届」を「母子家庭日常生活支援事業変更届」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（父子家庭日常生活支援事業の届出事項の変更の届出）

第29条の2 省令第6条の17の4において準用する省令第4条の規定による届出は、別記第27号様式の2の父子家庭日常生活支援事業変更届によってなければならない。

第30条中「第9条第2項」を「第7条」に、「母子家庭等日常生活支援事業変更届」を「寡婦日常生活支援事業変更届」に改める。

別記第24号様式の次に次の2様式を加える。

別記第24号様式の2（第26条の2 関係）

父子家庭日常生活支援事業開始届

年 月 日

総合振興局長（振興局長）様

届出者 住所
氏名
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名)

母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の7第4項において準用する同法第20条の規定により、父子家庭日常生活支援事業を開始しますので、次のとおり届け出ます。

- 1 経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 2 条例、定款その他の基本約款
- 3 職員の定数及び職務の内容

職 種	職 務 の 内 容	職員の定数
		人

4 主な職員の氏名及び経歴

職 種	氏 名	経 歴

- 5 事業開始の予定年月日
- 6 収支予算書及び事業計画書 別紙のとおり

別記第24号様式の3（第26条の3 関係）

父子家庭日常生活支援事業廃止（休止）届

年 月 日

総合振興局長（振興局長）様

届出者 住所
氏名
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名)

母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の7第4項において準用する同法第21条の規定により、父子家庭日常生活支援事業を廃止（休止）しますので、次のとおり届け出ます。

- 1 廃止（休止）予定年月日
- 2 廃止（休止）の理由
- 3 休止の予定期間

別記第27号様式の次に次の1様式を加える。

別記第27号様式の2（第29条の2 関係）

父子家庭日常生活支援事業変更届

年 月 日

総合振興局長（振興局長）様

届出者 住所
氏名
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名)

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第6条の17の4において準用する同令第4条の規定により、父子家庭日常生活支援事業を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

- 1 経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 2 条例、定款その他の基本約款
- 3 職員の定数及び職務の内容

職 種	職 務 の 内 容	職員の定数
		人

- 4 事業開始の予定年月日
 - 5 変更年月日
 - 6 収支予算書及び事業計画書 別紙のとおり
- 注 変更した部分のみ記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
